【補遺】 2025 年 9 月
（17958）

LEGAL QUEST『倒産法』（補遺）

令和 7 年譲渡担保法・整備法における譲渡担保権・留保所有権の倒産手続上の処遇

令和 7 年 5 月 30 日、第 217 回国会において、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和 7 年法律第 56 号。以下「譲渡担保法」という。）及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和 7 年法律第 57 号。以下「整備法」という。）が成立し、同年 6 月 6 日に公布された（これらは、公布日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される）。譲渡担保法及び整備法では、譲渡担保及び所有権留保に関する実体的な規律に留まらず、その実行手続に関する規律、さらに倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算手続等）上の規律が置かれている。

そこで、『倒産法』（LEGAL QUEST）初版（以下「本書」という。）の記述に関係する限りにおいて、上記の新法の内容を簡略に紹介する[1]。

●譲渡担保権・留保所有権の倒産手続上の処遇（本書 89-90 頁、255-256 頁、372-373 頁）

譲渡担保権（破産者、再生債務者、更生会社等が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するもの〔破産手続においては、さらに、その権利が破産財団に属するもの〕に限る。）を有する者について、破産手続等において破産財団等に属する財産につき質権を有する者に関する規定を適用する旨が定められ（譲渡担保法 97 条 1 項、3 項、4 項）、これらの規定は留保所有権について準用される（同法 111 条）。したがって、実質的に譲渡担保権者及び留保所有権者は、破産手続及び再生手続においては別除権者として、更生手続においては更生担保権者として扱われる。その結果、譲渡担保権及び留保所有権は、それぞれ各手続における担保権消滅許可制度の適用対象とされる（破 186 条以下、民再 148 条以下、会更 104 条以下。本書 264-265 頁 Column3-8-4 参照）。

●担保権実行手続の中止命令・禁止命令・取消命令等（本書 259-263 頁、373 頁、408 頁）

整備法は、新しい譲渡担保権に基づく担保権実行手続につき、従来の中止命令制度（民再 31 条等）を改正し、下記（１）のとおり、禁止命令の発令を許容する等の手当てを行っている（整備法 19 条等）。また、下記（２）のとおり、譲渡担保法が新たに取消命令の制度を創設している（譲渡担保法 99 条、101 条）。以上は、留保所有権について包括的に準用される（同法 111 条）。

以下では、再生手続に関する新しい規律のみを採り上げる。

---

[1] 詳細な内容については、杉本和士「新しい譲渡担保・所有権留保の倒産手続上の処遇」民商 161 巻 3 号（2025 年）79 頁を参照。

（１）　改正後の中止命令（令和 7 年改正後民再 31 条、整備法 19 条）

①　対象となる担保権の範囲の明確化（令和 7 年改正後民再 31 条 1 項）

従来、民事再生法 31 条 1 項は、「競売申立人」という文言に見られるように、典型担保における競売手続、とりわけ担保不動産競売手続を念頭に置いた規定ぶりとなっていた（本書 262-263 頁 Column3-8-3 参照）。そのため、そもそも非典型担保としての譲渡担保権の私的実行に対する同条の類推適用の可否が論じられてきたが、整備法 19 条に基づき、民事再生法 31 条 1 項所定の「競売申立人」の文言が、同法「第 53 条第 1 項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）」に改められる。これにより、譲渡担保法において質権者に関する規定の適用される譲渡担保権者及び留保所有権者も「担保権者」に含まれ、譲渡担保権が中止命令の対象となることが明確になった。

②　条件付中止命令の許容（令和 7 年改正後民再 31 条 2 項）

整備法 19 条に基づく改正後の民事再生法 31 条 2 項として、中止命令の発令に際して、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付することができる旨の規定が設けられた。例えば、集合債権譲渡担保権について、中止期間中に再生債務者等が第三債務者から取り立てた金銭につき、被担保債権の額面額に充つるまでは分別管理し、これを使用しないことを条件とすれば、担保権者に不当な損害を及ぼさないと裁判所が判断した場合には、このような条件付中止命令の発令も可能となる。

③　禁止命令の追加（令和 7 年改正後民再 31 条 1 項）

従来、非典型担保としての譲渡担保については、その私的実行の始期と終期が明確ではなかったため、仮に担保目的財産の引揚げや実行通知のみによって実行が完了するのであれば、そもそも私的実行の「中止」を観念することが不可能となっていた。そのため、類推適用によって中止命令の目的を果たすには、実行着手前における〈事前禁止〉命令としての発令を認めざるをえないのではないか、という問題があった（本書 262-263 頁 Column3-8-3 参照）。そこで、譲渡担保法において動産及び債権の譲渡担保権の実行に関する規律が明確化されるとともに（同法第 2 節「譲渡担保権の実行等」）、整備法 19 条に基づき、民事再生法 31 条 1 項中の「担保権の実行手続の中止」に「債権を目的とする質権の実行の禁止を含む」旨の文言が付され（「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」と読み替えられ、動産譲渡担保権及び債権譲渡担保権が対象となる。譲渡担保法 97 条 3 項。以下同様）、実質的に譲渡担保権の実行手続に関する事前の禁止命令が追加されることで、上記問題の解決が図られた。

④　実行手続に関する意見聴取の特別措置（令和 7 年改正後民再 31 条 3 項 4 項）

整備法 19 条に基づき、民事再生法 31 条 3 項において、裁判所が中止命令及び禁止命令を発令する際の意見聴取につき、「債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。……）の命令を除く」旨が明記されるとともに、同条 4 項として、「裁判所は、第 1 項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。」が新たに設けられる。

（２）　取消命令の創設（譲渡担保法 99 条）

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の

継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者等又は保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、集合動産譲渡担保権の実行としての通知（譲渡担保法 66 条 1 項)、動産特定範囲（同法 40 条）に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は集合債権譲渡担保権の実行としての通知（同法 94 条本文）に対する取消命令を発することができる（同法 99 条 1 項本文)。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない（同条項但書)。

（３） 中止命令発令後の第三債務者による弁済の効力（令和 7 年改正後民再 31 条の 2）

整備法 19 条は、同条に基づく改正後の民事再生法 31 条の 2 として、以下の規律を創設している。すなわち、裁判所が同法 30 条 1 項の規定により債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権の実行手続につき中止命令（又は禁止命令）を発令した際、第三債務者は、その行為の当時、同命令発令の事実につき悪意であった場合に限り（重過失による善意の場合は含まれない)、再生手続の関係においては、質権者又は譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない（民再 31 同条の 2 第 1 項)。また、債権質の目的物が金銭である場合には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができ（同条 2 項)、その供託がされたときは、当該金銭債権に対する債権質権者又は譲渡担保権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する（同条 3 項)。以上は、中止命令又は禁止命令の実効性を確保しつつ、第三債務者を保護する趣旨に基づく。

●再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効（本書 121 頁）

設定者につき再生手続開始・更生手続開始の申立てがあった場合又は再生手続・更生手続開始の原因となる事実が生じた場合において、集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約（処分権限・取立権限消滅の特約）は、無効とする旨が明文で定められた（譲渡担保法 105 条。所有権留保につき同法 110 条)。

●偏頗行為否認等における「担保の供与」要件の特則（本書 153-154 頁）

譲渡担保法は、集合動産譲渡担保権又は集合債権譲渡担保権において、個別の動産や債権が担保権の目的の範囲に加入した場合に関し、偏頗行為否認（破 162 条 1 項、民再 127 条の 3 第 1 項、会更 86 条の 3 第 1 項等）等における「担保の供与」要件の特則として、以下の規律を設けている。すなわち、①集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなし（譲渡担保法 108 条 1 項)、また、②集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなされることで、偏頗行為否認の適用対象とされる（同条 2 項)。なお、民法上の詐害行為取消権（民 424 条の 3）に関しても同様の規定が置かれている（譲渡担保法 45 条、54 条 2 項)。